

七尾市観光 PR ラッピングバス広告デザイン制作業務委託仕様書

1. 業務名

七尾市観光 PR ラッピングバス広告デザイン制作業務委託

2. 業務の目的

本業務は（一社）ななお・なかのと DMO（以下、「DMO」という。）において、七尾市の効果的な情報発信の取組の一環として実施するものである。

これにより七尾市の魅力を PR し、知名度向上及び観光客の誘客促進を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 2 9 日（金）まで

4. 業務委託金額

2 2 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税 2 0, 0 0 0 円を含む）を上限とする。

5. 履行場所

七尾市内

6. 業務の内容

七尾市の観光 PR を目的としたラッピングバスの広告デザイン制作業務（企画・デザイン制作等を含む）

（1）基本事項

ラッピングバス広告デザインの制作

（ア）運航範囲

中能登地区（北鉄能登バスの管轄エリア）

（イ）掲出箇所

バス車体外側面（両側面、後部面）

※バス前面、天井面、窓部、乗車および降車ドア部分は省く。

(ウ) ラッピングバスの規格

- ・車体のベース色は白とする。
※ベースとなる白は、スリーエムジャパン Scotchcal Graphic Film
品番：IJ80Cv3-10XR と同等品とする。
- ・窓枠等は黒とする。
- ・ラッピング広告掲出可能範囲は窓枠から下の部分とする。
- ・屋根面については側面から20cm程度シートを巻き返すものとする。
- ・車体にバス事業者名等を表示し、路線バスであることを明確化する。
また、表示に際しては、誰もが認識しやすい見え方（サイズや色彩等）について配慮する。

(エ) 内容

- ・七尾市に紡がれる歴史などを想起させる要素を盛り込んだデザイン1案を制作する。なお、次の事項についてはラッピング広告として用いることのないよう留意すること。
- ・キャラクター、写真の使用は1種類までとする
- ・文字情報は過多、過密とならないよう必要最小限の情報にとどめる。
- ・石川県屋外広告物審査会の審査を経て承認となる。
(デザイン修正・再審査が数回行われる)

(オ) 審査会におけるデザイン審査

ラッピングバス広告デザインは石川県屋外広告物審査会の審査を経て承認となるため採用まで都度修正作業が発生する。

(カ) 道路交通の安全性への配慮

- ・周囲の車両の運転者の誤認を招くようなラッピング広告としないこと。
- ・光、蛍光、反射効果を有する材料は使用しない。
- ・自動車の方向指示器や制動灯と紛らわしいものは使用しない。
- ・周囲の車両の運転者の注意力が散漫となるラッピング広告としない

こと。

- ・ストーリー性のあるデザインや、映像表示となっているものは使用しない。

(キ) 車体タイプ

中型バス

(ク) デザインテンプレート

別紙参照

※ラッピング広告掲出可能範囲内に収めること。

(2) 成果品

ラッピングバスデザインデータ

以下のデータを DVD-R 等で提出すること。

- ・イラストレーターファイル（アウトライン化前、アウトライン化済みの両方）
- ・PDF ファイル（石川県屋外広告物審査会途中審査用）
- ・JPG ファイル
- ・ラッピングバスデザイン制作に使用した画像データ

7. 納品日について

令和6年1月25日（木）までに初回納品とする。

※石川県の審査の結果を受け、以後都度修正対応を行うこと。

8. 著作権について

受託者は、制作し納品したラッピングバスデザインについて、DMO が広報活動や商品化を行うなど自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととします。

本件ラッピングバスデザインに関して受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡するものとする。なお、委託者が現在想定するラッピングバスデザインの使用方法はデザインを縮小しての名刺への搭載、ポストカードの作成及び販売、パネル、クリアファイル等事務用品への搭載、委託者ウェブサイトへの搭載、パンフ

レット等各媒体への搭載などとなる。

受託者は、DMO に無償譲渡する前項の著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとする。なお、当該ラッピングバスデザインに使用する写真、文字などが掲げる受託者のデザインの使用方法について、原作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを取ったうえで企画競争に応募することとし、原著作物の著作権等と DMO との間に著作権法等上の紛争が生じないようにすること。当該ラッピングバス公告デザインが、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合、その他委託者の責に帰する事由により原著作物の著作権等と受託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は受託者が負うこととする。

9. その他

この仕様書に定めのない事項及び、業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度委託者に協議の上処理することとする。